

長野県環境審議会（H26.7.31）における意見等の要旨

| 項目      | 意見等   |
|---------|---|
| 指定区域の設定 | <p>○吉瀬、中曽倉、上割は植生がアカマツが多くを占め、一般的に地下水の浸透能力が悪いと言われており、地域を広く指定する必要はないか。</p> <p>○指定区域は図で示すことになるのか。</p>   |
| その他     | <p>○伏流水を水源とする吉瀬は、水質検査を頻繁に行う必要はないか。</p> <p>○土地の所有者はどれくらいの数であり、指定の同意を得ているのか。</p> <p>○東信の小海町に続き今回は南信の駒ヶ根市から水資源保全地域の申し出があり、大変喜ばしい。水道水源保全地区の指定は40くらいあり、それに較べて申し出が少ない印象を受ける。また、条例が知られていないのではないかと思われるため、一層周知に努められたい。</p> <p>○中部地方整備局において堰堤や流路工を造る場合には、用地を買収して土地の改変をするが、土地の所有者からの届出などが必要となるのか。</p> <p>○一度に5地域の指定申し出だが、開発が予定されているなど、何か特別な事情があるのか。</p> <p>○指定について、市町村に赴いて説明すると聞いているが、手ごたえはどうか。</p> <p>○指定に当たり、地権者への周知はしているか。</p> <p>○水環境保全条例には中止命令や罰則があるが、長野県豊かな水資源の保全に関する条例にはない。同条例の附則に「必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。」とあるのは、罰則や中止命令を想定しているのか。</p> |